

## 第 21 期

# 第 7 回 留萌市農業委員会総会議事録

開催日時：平成 24 年 2 月 27 日 午後 1 時 30 分～

開催場所：留萌市役所 3 階 第 2 委員会室

留萌市農業委員会

## 第7回留萌市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成24年2月20日

開催年月日 平成24年2月27日

開催場所 留萌市役所 3階 第2委員会室

告示年月日 平成24年2月17日  
留萌市農業委員会告示第8号

出席委員 1番 池田 孝明 2番 岩腰 敬之 3番 原田 盡一  
4番 高田 一郎 5番 丸瀬 勉 7番 次木 若榮  
8番 中原 耕治 10番 佐藤 正繁

欠席委員 6番 中尾 克美 9番 菅原 太一

事務局職員 庶務係長 伊藤 香織  
庶務係嘱託 堀田 純

議事録署名委員 1番 池田 孝明  
2番 岩腰 敬之

書記 庶務係長 伊藤 香織

### 総会次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員の指名

4. 議事日程

1 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用  
集積計画(案)の決定について

2 その他

# 議 事 録

1

	(午後1時30分開会)
事務局	ただ今より、第21期 第7回留萌市農業委員会総会を開催いたします。 それでは、会長より、挨拶を申し上げます。
会長	今日は、連日の大雪となり、除雪でお疲れのところ、ご参集、誠にありがとうございます。 さて、国会では社会保障と税の一体化改革の論議が行われておりますが、到底、消費税の増税に対する理解が得られない状況にあり、そのような中では、平成24年度予算の年度内成立は不可能な状況です。農林水産予算の推進にも、影響が出なければよいと懸念しております。 最近、大震災の復旧・復興、原発事故の処理、TPPの取り組みなど、何事も決められない政治や政府がキーワードになっております。本当に何とかならないものかと思うのは、私だけでしょうか。 今年は、例年になく積雪になり、南空知地域では、種苗ハウスの倒壊等など大きな被害が出ておりますが、留萌市では幸い一部の被害ですんでいるようです。あまりの雪の多さに、春作業の遅れを心配しております。 今日の案件は1件ですが、活発な発言をお願いします。以上、一言申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。
事務局	本日、「6番 中尾委員」、「9番 菅原委員」より、欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は、10名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、以降の議事は、会長(議長)の進行で行いますので、よろしくお願い致します。
議長	これより、議事に入ります。 まず、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 留萌市農業委員会規定第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
議長	それでは、議事録署名委員は、「1番 池田委員」、「2番 岩腰委員」を指名いたします。また、本日の会議書記は、事務局職員の伊藤係長を指名いたします。 それでは、日程1の議案第7号、「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規程による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。 なお、この議案は4件の計画(案)がありますが、3番が佐藤委員自身に関わる案件ですので、進行上、1番、2番、4番をご審議いただき、その後

	<p>3番をご審議いただきたいと思います。 事務局より、説明をお願いします。</p> <p>【事務局説明】</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。 ただ今の議案第7号 1番、2番、4番について、ご発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
原田委員	<p>八田井氏と室田氏の耕作農地の交換は非常にいいことなのですが、設定期間が1年となっているのですが、何か条件があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回1年と設定した理由は、八田井武雄氏の息子さんが、次年度から専属的にやりたいという意向を持っております。息子さん自身はずっとやりたいという意向があるようですが、今年やってみて、上手くいけば、継続して、経営移譲も考えているし、農地の拡大も考えているようです。本人(息子さん)は来ていないのですが、父親の方はそういう形で進めたいという事で、今回は1年で設定しております。</p>
次木委員	<p>面積的に、やり繰りする中で、八田井氏と室田氏の間面積の差が大きいと思うのですが、これはどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>先ほど言ったように、八田井氏自身は規模拡大したい。室田博之氏も、規模を拡大して土地を増やしています。 効率的な流れに面積を置きたいという事で、図面でいくと解かるように、5ページの水色の部分は、室田氏が持っている土地です。緑色の部分が八田井氏から借りるようと考えております。 次の7ページの図面では反対に、水色の土地が八田井氏の土地で、緑の土地は室田氏が持っている土地です。 これを交換することにより、効率的な作業体系が組めるという事で、今回交換したいという事でした。 今後考えられるのは、このまま継続して賃貸を結ぶか、現在、農業委員会ではやっていませんが、交換分合という方法も考えられます。将来的にはそのような可能性もありますが、土地の求め方としても団地化を考えて行っていくと思います。</p>
次木委員	<p>以前からこのような話があったので、八田井氏と室田氏の同意した中でこのような設定になったと思うのですが、八田井氏の間面積は減らないのですか？</p>
事務局	<p>八田井氏の間面積が、2ヘクタールくらい面積が増え、室田氏の間面積が減ります。</p>

次木委員	最後の案件の開発公社ですが、これはどのようになりますか。
議長	1 2月に開発公社が室田（逸男）氏の土地を買い上げるという事で、それを開発公社が室田博之氏に土地を貸すという事ですね。
池田委員	4番ですが、設定期限が平成24年3月1日からとなっておりますが、室田博之氏は、去年から作っていると思うのですが、その場合の賃貸料はどのようになるのでしょうか？
事務局	<p>平成23年度に農地保有合理化事業に向けて、室田博之氏と室田逸男氏が合意に達しておりました。1年目が遅れたというのは、当初の約束では平成23年度の賃貸料は発生しません。土地の譲渡は、23年の地籍調査の登記済み後、という事でした。登記前に行えば、農地保有合理化事業の該当になれませんでした。</p> <p>要するに、土地の権利がはっきりしていない。一筆の中に畑、宅地、農道が入っていました。地籍調査が終わって権利がはっきりしたということで、農業開発公社の農地保有合理化事業に乗られる。それ以前の地籍では、農地保有合理化事業には乗られなかったので、お互いの合意で、地籍調査終了後、登記されたものを面積で土地を動かしますよという事です。</p> <p>その前の、4月に使用貸借で結んでいるのは、その前から使用权は発生しますという事で、23年度は使用权で使用貸借を結んでおります。その後、農業開発公社と室田氏が売買を結んで、とうい流れで行っております。</p> <p>23年度の使用料というのは、23年度に室田博之氏が、農業開発公社から借りて、賃貸料は農業開発公社に支払う、その債務しか発生しないという約束のもとで、この事業は進んでいますので、この形になっています。</p>
池田委員	では、23年は発生しないという事ですか。
事務局	23年は農業開発公社と室田博之氏との賃貸しか発生しないという事です。室田博之氏と室田逸男氏の間は使用貸借のみとなります。
池田委員	では、数字的には5年間だけれども、6年間同じ金額で借りられるという事ですね。
次木委員	室田逸男氏と室田博之氏は、去年の春に賃貸がでていたので、室田博之氏の方は賃貸を払います。これは、地籍調査が終わったので、今度は開発公社に買い上げてもらって、開発公社と賃貸出来るという事ですね。
池田委員	では個人的にというか、委員会を通してという事ですね。
高田委員	7ページの賃貸契約を結んだ室田氏の土地ですが、4068-1番の場所的には、道路を挟んで倉庫か何かの両側の土地でしょうか。4081-1番の場所は倉庫か何かでしょうか？

事務局	そうですね。
高田委員	4068-1番の中に、室田氏の温床畑か何かあったかと思うのですか。
池田委員	温床畑があったのは、4083-1番の一部ですね。
事務局	この緑の部分は全て水田です。白い部分は4081-1が倉庫の部分です。4080-1が住宅、4084-1が畑。そして、4083-1の宅地寄りで白く空白が残っている部分も畑という事になります。
議長	他に、よろしいですか。 それでは、発言がないようなので採決いたします。 議案第7号 1番、2番、4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第7号 1番、2番、4番は、原案のとおり決定しました。 続きまして、議案第7号 3番を審議いたします。 先ほど申し上げたように、本案件は佐藤委員自身に関わる案件ですので、農業委員会に関する法律第24条1項「議事参与の制限」により、佐藤委員におかれましては退室願います。
	(佐藤委員 退室)
議長	事務局より、説明をお願いします。
	【事務局説明】
議長	ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。 ただ今の議案第7号 3番について、ご発言のある方は、挙手をお願いします。
丸瀬委員	所有権の移転時期というのが、3月1日から11月30日と長いのですが、何か意味があるのですか。
事務局	まず、所有権の移転の登記が早い時期、平成24年4月くらいです。最終的な引き渡しが、対価を払った時になります。今回の総会が終わった時点で、資金借入れの申出をして、資金が融資されるのが9月末か10月と予想されます。制度資金を借りますので、予算の増減によって借入額の時期が変わります。間違いなく資金が借りられるのが11月末となりますので、移転の処理はお金を払った時に正式に全体が処理されるという流れです。

丸瀬委員	移転の時期というか、時期という書き方は仕事に入るという意味で書いており、実際の移転は対価の支払後になるということですね。
事務局	そうです。
次木委員	対価の支払いが11月末なので、所有権の移転も半年と幅を持たせてあるのですね。
事務局	登記簿上の移転は速やかに、この後、4月に行うのですが、資金は融資次第で支払うという事で合意されております。
次木委員	では所有権を先に移転して、その後代金の支払いという事ですね。
高田委員	今回の件は、あっせん会議などされているのですか。
議長	開いておりません。
高田委員	金額的にも、全体的に下がった感じがしますね。
事務局	農地保有化事業ではなく、今の農業経営基盤強化促進法18条に定めるものに基づく集積事業に認められれば資金が出るし、800万までの所有権移転での減免措置ができるという事で、それにこの土地は乗っかっています。
原田委員	確認ですが、橋を渡ってここの川の部分が全部佐藤委員の土地になったという事ですね。
事務局	ほとんどが佐藤委員の土地になったのですが、一部、長谷川二三夫氏の土地で、一番上流側のアスパラを作っていた部分が、このまま残ると、浮田邦男氏の土地で、緑萌が借り入れている部分は、そのまま残ることになります。
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第7号 3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第7号 3番は、原案のとおり決定しました。佐藤委員におかれましては入室願います。
	(佐藤委員 入室)

議長	<p>私の方から、結論的な意見を申し上げてもよろしいでしょうか。 さしあたっては、今の状態のままで、次回の選挙で選ばれた農業委員の判断で廃止するという事でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議は、終了いたしました。その他の事項について、委員から何かあれば、挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。以上をもちまして、第6回留萌市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時45分 閉会)</p>

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、ここに署名する。

平成24年 1月31日

留萌市農業委員会会長

中原 耕治

署 名 委 員

丸瀬 勉

署 名 委 員

中尾 克美